

いじめ防止
に向けて

松本市立波田中学校

松本市立波田中学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権と教育を受ける権利を著しく侵害し、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、いじめを行う生徒も、いじめを受ける生徒も、心身の健全な成長に重大な影響を与えるものである。

そこで、全教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識を持ち、教育に携わる者としての責務を全力で果たさなければならない。

本校では、生徒が安心・安全で楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校教育目標の一つ、「他人の心の痛みのわかる生徒」の具現化に向け、また、「いじめ防止対策推進法第13条」および「長野県いじめ防止対策推進条例」に基づき、「松本市立波田中学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第一章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある者が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止等の対策の方向

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、よりよい人間関係を築き、安心して学校生活を送ることができるよう、未然防止に努める。
- (2) 未然防止にあたっては、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組めるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 生徒を多くの大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整えることで、早期発見、早期対応に努める。
- (4) 万一いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に考え、生徒の気持ちに寄り添い、学校、保護者、その他関係者が連携して支援、指導にあたる。
- (5) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

3 いじめ防止

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識に立ち、根本的にいじめ問題を克服するため、以下の点について取り組んでいく。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知。
年度初めに、また、継続的に、学級、学年や部活動の各部に対して行う。
状況に応じて、学年集会や全校集会等を開く。
- (2) 「いじめとは何か」「いじめを無くすためにどうしたらよいか」について考える場を設定する。（傍観者に対する内容も含む）。
 - 人権教育の授業、講演会などで実感し、考えをまとめられるようにする。
 - 道徳の授業を通じ、いじめ防止につながる道徳的価値を涵養する。
 - 各教科で関連する内容を扱う際、焦点的に学習できるようにする。
 - 学級通信や学年通信などで、機を逃さず問題提起し、日常的、継続的に学習できるようにする。
 - 学年、学級PTAなどを通じ、保護者と話し合う機会をつくる。
- (3) 生徒理解を深め、信頼関係を構築する。
 - 生活記録や生徒との面談を通して、生徒一人一人の性格や嗜好、日常生活の様子などを把握する。
 - 家庭訪問や保護者懇談により、保護者の子どもに対する考え方や日頃の接し方などを把握する。
 - 集団の中で、生徒一人一人の様子に注意し、日常的に声をかけ、また、話を聞くようにする。
 - 教職員は、生徒の立場や思いを十分に理解し温かく接するとともに、必要なときは毅然とした指導を行う

ことで、より良い信頼関係を構築する。

(4) 職員間の連携・研修の充実

- 学年会や職員会などで、気になる生徒の情報を共有する。
- 共有した情報をもとに、教科とも連携し、全職員で対応する。
- 専門家などによる研修を行い、いじめ防止に対する理解を深め対処法を学ぶ。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 休み時間や昼休み、放課後などに積極的に生徒と交流し、生徒の姿に気を配る。
- 多くの教師が様々な場面で生徒にかかわり、その情報を共有することで、発見の機会を多くする。
- いじめを含めた悩みごとに関するアンケート調査を計画的に行う。
- いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる大切な行動であることを日頃から指導しておく。
 - ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを知らせる。
 - ・スクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を知らせる。
 - ・相談機関の電話番号やメールアドレスなど、様々な相談方法を知らせる。
 - ・いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを家庭に知らせ、いじめの発見に協力を求める。

第二章 いじめへの対応

いじめの防止等に関する対応を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第22条に則り、いじめ対策に関わる委員会を設置する。委員会の名称は「生徒指導委員会」とし生徒指導主事、学年主任、教務主任、教頭をもって構成する。但し、必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA代表を加え、「長野県いじめ対応マニュアル（令和4年作成）」を踏まえて対応にあたる。

1 いじめが起きたときの対応

(1) いじめられた生徒に対して

- 生徒に対して
 - ・いじめを受けた生徒の立場によって容的事実確認 をするとともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
 - ・「最後まで秘密を守り抜くこと」を伝える。
 - ・必ず解決できる希望がもてること伝える。
 - ・自信をもたせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 保護者に対して
 - ・発見したその日うちに、家庭訪問等で保護者面談し、事実関係を直接伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携ながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細ことでも相談していただくよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

- 生徒に対して
 - ・複数の教職員で事実確認を慎重に行う。
 - ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - ・心理的な孤立感や疎外を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた側の気持ちを認識させる。
 - ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。

○ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(3) いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には、自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるよう伝える。
- ・ はやし立てたり同調したりしていた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させ、十分に指導をする。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしてこう」という態度が養えるよう指導する。

(4) いじめ対応の基本

○ 「一人で抱え込まず、チームで対応」

- ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
- ・ 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対応する。
- ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・ 情報提供者の秘密を厳守する。

○ 「被害生徒を守り通す」

- ・ 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

○ 「いじめは絶対許さない」

- ・ 加害生徒や観衆の立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

2 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

○ 主な内容《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- ・ 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- ・ 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・ 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- ・ 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- ・ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・ グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずし、悪口や不適切な画像を送ったりする。

○ ネットいじめの特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

3 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケース。

- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

(2) 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「教務会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。この際、学校長を委員長とする。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「生徒指導委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聞き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として

実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

※この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・アンケート調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第三章 その他

この「学校いじめ基本方針」は、「生徒指導委員会」および「生徒指導係」、「職員会議」において、適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ修正等を加えるものとする。「いじめ問題対応・対策マニュアル」についても同様とする。

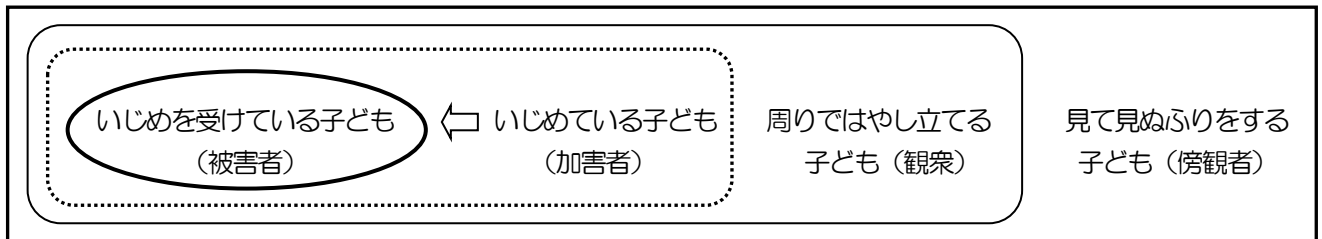
I 基本認識

1 いじめの定義、基本認識

《いじめ防止対策推進法 第2条》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの構造



「いじめを受けている子ども」と「いじめている子ども」の関係だけでとらえることはできず、四重構造であり、観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長している。

いじめられている子どもといじめている子どもの立場が逆転する場合もある。傍観者が、仲裁者となれるような指導が大切。

3 いじめの様態

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品や持ち物を隠される、捨てられる、盗まれる、壊される。
 - ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・お節介や親切の押しつけ（押し売り）
- 等

4 いじめの原因、いじめている子どもの感覚等

- ・学校、家庭、地域社会にある、様々な要因を背景として、ストレスや欲求不満のはけ口的手段として発生する（自分のストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向ける）
- ・相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより発生する。
- ・いじめの深刻さを認識せずに、からかいやいたずら等の遊び感覚で行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることもある。
- ・いじめられる側にも問題がある、と都合よく考え、いじめの行為を正当化することもある。

※嫌悪感や違和感からのいじめ

※うっぴん晴らしからのいじめ

※性格的な偏りからのいじめ

※仲間にはき入れるためのいじめ

等

Ⅱ 未然防止のために

1 いじめを許さない学校・学級づくり

教師の人権意識
人権感覚

いじめを許さない子どもを
育てる教育活動

いじめの早期発見・早期対応に
向けた組織的・計画的取組

教育相談体制
の充実

○学校生活（校外生活）における子ども同士のトラブルが、いじめに発展していかないようにする。

○全ての生徒を対象に、健全な社会性を育み、善いことは善い・悪いことは悪いと伝えていく。

◇学級経営の充実

- ・一人ひとりの良さが発揮され、お互いを認め合う学級づくりをすすめる。
- ・規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。 ※「うざい。死ね。」等の人権感覚に欠けた言葉遣いへの指導
- ・学級のルールや規範、約束事がきちんと守られる指導の継続
- ・改善へ向けて、粘り強く、毅然とした指導の徹底

◇授業、諸活動における生徒指導

- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子どもたちの学び合いの保証（授業・教科学習）
- ・互いに切磋琢磨し合い、認め合い、高め合う仲間意識の醸成
- ・いじめを許さない心情を深める授業、思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実（学活、道徳、総合等）
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処方法を学ぶ（学活、道徳、総合等）
- ・生徒会による、いじめ防止アピールやスローガン、具体的な取組・実践等

2 学級・学年経営の見直し

学級（学年）の環境を整えることにより、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係の構築ができる。

下記事項について、教師と子どもの双方が意識、実践しているかどうか、チェックと具体的な改善を。

（1）教師の言動

- ☐ 子どもの言い分に耳を傾けている。
- ☐ 子どもの良さを見つけようとしている。
- ☐ 人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
- ☐ えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- ☐ 個人のプライバシーを守っている。
- ☐ やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。
- ☐ 会話を含め、どの子どもともかかわり合いを持っている。
- ☐ 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

（2）授業、学級活動

- ☐ わかりやすい授業、充実感が持てる活動が行われている。
- ☐ どの子どもの発言に対しても、全員が耳を傾けている。他の発言を尊重することができる。
- ☐ 困ったことや集団としての課題を話題にし、本音で話し合う・考え合うことができる。
- ☐ 朝と放課後の学活の内容が豊かで、明るく生き生きと運営されている。子どもの笑顔がある。
- ☐ リーダーに協力する姿勢、支援体制ができています。
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れよう（始めよう）としている。

（3）日々の生活

- ☐ 個々の子どもの失敗を許しあえる雰囲気がある。
- ☐ 教室に笑顔や笑い声があり、明るい雰囲気がある。
- ☐ 学級（内）の小集団が閉鎖的でなく、お互いに交流がある。
- ☐ 給食時に和やかな雰囲気がある。また、一人になっている子どもがいない。
- ☐ 当番活動や清掃での分担等において、公平に仕事が行なわれている。

(4) 教職員間及び保護者との連携

- ☐ 職員会議、学年会等で、子どもの様子・状況について情報交換・意見交換する場が確保されている。
- ☐ 子どもや学級・学年の様子・状況等について、教職員間で話題にし、相談できる雰囲気がある。
- ☐ 教職員間のコミュニケーションが取れており、必用な『報告・連絡・相談』が適切に行われている。
- ☐ 学校だより、学年通信・学級通信等で、学校・学年・学級の様子や子どもの活動・頑張っている姿等について保護者へ伝え、理解されている。
- ☐ 日頃から、個々の子どもの様子・状況を保護者と共有・連絡し合える関係が確立されている。
- ☐ 人間関係やいじめ等の問題について、保護者からの連絡・相談等に謙虚に耳を傾け、情報の共有や指導支援の方向等について話し合える体制ができている。

Ⅲ いじめの早期発見に向けて

1 発見する手立て

- ・教師と子どもとの日常の交流をとおして（生活記録、個別懇談、休み時間や放課後等の雑談、等）
- ・複数の教職員の目による発見
（学校生活全般・諸活動における観察・発見・気づき／トイレ、保健室、更衣室等／休み時間・昼休み・放課後の状況／空き教室・ロッカー・掲示物／服装／持ち物等）
- ・アンケート調査 ※原則として2カ月に1回
- ・教育相談、個別懇談等
- ・その他

2 学級や部活動等での人間関係づくり

- ・学級内（部活動内等）における人間関係のもつれやトラブルが、いじめに発展しているケースもある。教職員間での、適切な情報交換や共有が必要となる。
- ・コミュニケーション力、人間関係構築力、等の向上を図る機会と場を意識的・計画的に設定する。
- ・他との違いを認め合う集団づくり

3 いじめを訴えることの意義と手段・方法の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる行為であることを指導する。
- ・いじめに関わる連絡や相談の方法を、家庭や地域に周知する。（相談窓口、SC等）
- ・全校集会（校長講話）、学年集会、生徒集会等における講話や指導・連絡等の充実

4 保護者や地域からの情報提供と連携

- ・学校だより等で、いじめ問題に対する学校の考え方や取組について、保護者／家庭や地域へ周知する。
- ・子どもの変化を発見した保護者から学校への連絡及び相談方法・体制を周知する。

Ⅳ 校内の指導体制

	留意事項、実践事項等
学級担任 部活動顧問 等	・出会いの日、担任（顧問）の姿勢をきちんと伝えることから始まる。 ・気づいた時は、焦らず・慌てず、早めの状況確認・事実確認を。 ・一人で抱え込むことなく、教職員間で情報を共有し、確実な『報告・連絡・相談⇒実践①⇒報・連・相②⇒実践②』を行う。 ・小さな事実を見逃さず、担任（顧問）の姿勢を具体的な姿・実践で伝える。 ・いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場の設定、必要な声がけ・支援・指導 ・子ども同士が触れ合い、学び合い、お互いの理解を深める場・機会・活動を設定する。
学年主任	・学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ・いつでも、どこでも、誰とでも、気軽に相談できる体制づくりを図る。 ・学年会、学年集会等の機会を利用し、指導・支援の方向を決め、具体的な実践を図る。 ・学年の学習（授業）や生活の様子・状況に目を配り、諸問題の早期発見に努める。 ・学級担任を支え、関係職員と連携し、組織的に対応する。
副担任	・授業中、休み時間、清掃中、放課後等での生徒の様子・状況を確認する。 ・問題行動、気になる言動等に気がついたら、学級担任・関係職員との『報告・連絡・相談⇒実践』を確実に行う。
生徒指導主事 教育相談担当 等	・いじめは、いつ・どこでも起こる可能性がある、という認識を持つ。 ・学級担任を支え、共に考え、共に動く。 ・被害生徒、保護者の気持ちを共感的に受け止め、解決への方向を示す。 ・生徒指導委員会、学年会、教務会、職員会議等のあらゆる場で、未然予防と発生した場合の解決策や支援策について提案、協議し、学校全体の問題として取り組む。 ・関係機関と連携し、相談体制を整えておく。
養護教諭	・様々な生徒が、心身の両面に渡って、様々な相談や雑談、また、情報等を持って訪れる場であり、まずは相手の話をよく聴く。 ・子どもからの情報が一方的であったり、言葉足らずの面もあったりするので、話の内容を正確に捉え関係職員との情報交換を丁寧に行う。 ・把握した情報は、秘密を厳守した上で、学級担任・学年主任・生徒指導主事・校長・教頭等へ、正確に伝え、対応や支援・指導の方向を確認する。 ・話を聞いたり懇談したりする中で、人間関係の大切さに気づかせていく。
教頭	・いじめは、人権に関わる問題であり、許すことのできない行為、との認識を徹底し、学校全体での協力体制、支援・指導体制の確立を図る。 ・職員会議や研修会等で、事例研究や具体的な支援・指導の方向・方法や留意点等について、教職員間の共通理解を図る。 ・教職員相互の情報交換や相談体制を大切にする。
校長	・校内の組織を確立、必要な委員会を開催し、指導方針や方法等について確認するとともに、学校全体として、いじめの未然防止・解消・解決を図る。

V いじめの発見から解決に向けて

1 情報、気になる言動や状況等のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃、確認
- ・生活記録等から、気になる言動や状況を発見
- ・子ども（被害者、関係者、周囲の生徒）や保護者からの情報提供・相談・訴え等
- ・個別懇談やアンケートから発見
- ・他の教職員からの情報提供 等

2 報告・連絡・相談

- ・学級担任、学年主任、学年副主任（生徒指導担当）
- ・生徒指導主事
- ・部活動顧問、関係教科担任、等
- ・校長、教頭
- ・その他（関係機関、外部機関）

3 対応者、対応方針・役割分担等の確認

- （1）情報の整理
 - ・いじめの態様（内容、時期・回数、場所、等）、被害者、加害者、関係者、
 - （2）対応方針
 - ・緊急度、危険度
 - ・事情聴取時の留意事項・確認事項、指導事項・指導内容、今後の方向、その他
 - （3）役割／対応分担
 - ・被害者からの事情聴取、支援担当
 - ・加害者からの事情聴取、指導担当
 - ・周囲、関係者からの聞き取りと指導担当
 - ・学級（学年）全体への指導担当
 - ・保護者（家庭）連絡、対応担当
 - ・関係機関（外部機関）への報告・連絡等担当
- ※情報・状況、事実等の整理と確認、再聴取へ

4 事実確認

- （1）事実の確認（子どもからの聞き取り）
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴く。
 - ・「加害者→周囲の生徒、状況を説明できる関係生徒→加害者」の順番で行う。
 - ・他の生徒の目がない場所、（時間帯）で行う。
 - ・周囲の生徒、関係生徒からの情報に違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取する。
 - ・情報提供者についての秘密を厳守し、以後の関係生徒等の言動には細心の注意を払う。
 - ・事情を聞いた後は、保護者へも連絡・説明（家庭訪問）を行う。
- （2）留意事項
 - ・被害者と加害者を同じ場所で聞き取りを行わない。
 - ・注意、叱責等だけで終わらせることはしない。
 - ・双方の言い分を聞き、すぐに仲直りさせることや、ただ単に謝ることだけで終わらせない。
 - ・複数での聞き取りを原則とし、一人は記録をとる。

(1) 被害者

- ・悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴く。状況を整理する。
- ・良い点を認め、励ますとともに、学校としての具体的支援について伝える。
- ・子どもの味方になり、学校はいじめを絶対に許さないこと、加害者への指導について伝える。
- ・加害者や周囲の子どもも含めた、今後の対応や関係者とのつき合い方、行動の仕方等について支援・指導する

(2) 加害者

- ・うそやごまかしのない事実確認（聞き取り）を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせるとともに、自分が加害者であること、自分の言動の問題点等をきちんと自覚させる。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。「自分はどうすべきだったのか」「これからどうしていくのか」ということを内省させる。
- ・不平不満や本人が満たされない気持ち等についても、じっくりと聴く。

(3) 観衆、傍観者

- ・学級や学年の全体の問題として、教師が生徒とともに本気で取り組んでいく姿勢を示す。
- ・いじめの事実を周りの大人に告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・被害者が、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたのかをきちんと考えさせる。
- ・これからの自分の行動の仕方、いじめを許さない集団づくりに向けて、話し合いを深める。

(4) 被害者の保護者との連携

- ・速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として子どもを守り、支援していくことを伝え、具体的な対応について示す。
- ・被害者への対応や支援、加害者への指導経過を丁寧に伝えるとともに、子どもの様子等について保護者から情報提供を受ける。

(5) 加害者の保護者との連携

- ・聞き取った（わかった）事実、被害者の気持ちや状況等を、正確・丁寧に伝える。
- ・学校が行った指導の経過、子どもの様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・どの子も、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝えるとともに、学校は全ての子どもを、よりよく成長させたいと考え、日々指導していることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、子どもを思う信念を示し、丁寧に根気よく話をしていく。

(6) 保護者との日常的な連携

- ・学級通信、学年通信、学校だより、家庭訪問、授業参観（学級P・学年P）、保護者懇談会等で、いじめ問題に関する基本的認識や対応方針・対応方法等について周知し、協力と情報提供等を依頼する。

いじめ発見のチェックポイント

【登校～朝学活まで】

- ☐遅刻や欠席が増える。
- ☐始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐表情がさえない、声が小さくなる、ぼんやりする、うつむきがちになる、等の状況がある。
- ☐宿題、提出プリント、集金等がきちんと出ない。
- ☐特定の子どもの持ち物が紛失したり、ゴミ箱へ捨てられたりしている。
- ☐特定の子どもの持ち物や作品・掲示物等への落書きや破損がある。
- ☐特定の子どものロッカーや机の中が荒らされたり、机・椅子がひっくり返されたりしている。
- ☐教室内が整理・整頓されていない。雑然とした雰囲気がある。

【授業開始時、教室内】

- ☐忘れ物が多くなる。
- ☐一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐席（机）の位置を替えられている、用具・机・椅子等が散乱している。

【授業中、諸活動中】

- ☐頭痛、腹痛、体調不良等を頻繁に訴える。また、保健室へよく行くようになる。
- ☐以前に比べて、声が小さかったり、ぼんやりしたりすることが多い。
- ☐特定の子どもの指名される（発言する）と、ニヤニヤする子どもたちがいる。正しい答えを冷やかされる、
- ☐学級内が落ち着かない。
- ☐学習への取り組みが消極的、テストの成績が急に下がり始める。
- ☐グループ分け、グループ活動時に、孤立しがちとなる。
- ☐係や役割分担を決める時、特定の子どもへの押し付けがある。
- ☐特定の子どもだけに配布物が渡されない。特定の子どもの机や持ち物に触れることを嫌がる子どもがいる。

【休み時間】

- ☐教室や図書館に一人でのいる（ポツンとしている）。また、訳もなく階段や廊下等を歩いている。
- ☐今まで一緒だったグループから外れている。
- ☐用がないのに、職員室や保健室へ来る回数が増える。
- ☐友人と一緒にいても表情が暗い。表情がおどおどしている。楽しそうではない。
- ☐周りから悪口や嫌なことを言われても反論（反発）しない。
- ☐理由もなく服が汚れていたり、ボタンが取れたりしている。

【給食時】

- ☐特定の子どもに配膳をしない。わざと多く配膳する。
- ☐特定の子どもの配膳を嫌がる。
- ☐机を寄せて席を作ろうとしない。席を作るのを嫌がる。他の生徒の席と大きく離される。
- ☐食欲がない。笑顔がなく黙って食べている。

【清掃時】

- ☐特定の子どもの机・椅子が運ばれず、放置される。ほうきで叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐他の子どもと離れて掃除をしている。
- ☐他の子どもが嫌がる、面倒な仕事・分担を（いつも）している。

【生徒会活動時、部活動時】

- ☐活動の準備や後片づけを押し付けられる。無理に仕事を押し付けられる。
- ☐声が小さい、足が遅い、はっきりしない、仕事・プレーが下手だ、等を言われる。
- ☐早退や欠席をしたがる。
- ☐他の子どもと離れて、一人で活動したがる。

【放課後～下校時】

- ☐下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- ☐玄関や校門付近で、不安そうな表情をしておどおどしている。
- ☐靴や鞄、傘等がなくなる。
- ☐他の子どもの荷物を持たされている。
- ☐通常の通学路を通らずに帰宅する。